

# 事業承継をお考えの中小企業経営者の方へ 会社の借入金の保証人(経営者保証) を理由に**事業承継**で困っていませんか?

70歳以上の中小企業経営者の約半分である127万人は、後継者が未定です。そのうちの22.7%は、後継者がいるのに事業承継を拒否しているのです。さらにその59.8%が拒否の理由としているのが、事業承継時の経営者保証です。もし、このまま廃業が増えると、2025年までに650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性があり、国内経済にも大きな影響を与えます。

そこで2020年4月1日より  
経営者保証解除に向けた新しい支援制度がはじまりました

No.1

事業承継に焦点を当てた「**経営者保証に関するガイドライン**」(※裏面参照)の特則が適用開始となりました。  
○原則として、前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないこととなります。  
○例外的に、二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されない場合の融資条件等について、金融機関が前経営者・後継者の双方に十分に説明し、理解を得ることとなります。

No.2

各都道府県の**事業承継ネットワーク事務局**に配置された「**経営者保証コーディネーター**」が、経営者保証に関するガイドラインに基づき、法人と経営者の分離状況等をチェックシートにより確認し、経営者保証解除の可否の判断に資する情報の整理・見える化を行います。  
ガイドラインを充足した後、企業が取引金融機関と経営者保証解除に向けて目線合わせを行う際には、要望に応じて本事業の専門家を派遣しサポートします。

※ 経営者保証解除の最終的な判断は金融機関となります。

No.3

一定要件のもと、**経営者保証を不要とする新たな信用保証制度**(「**事業承継特別保証制度**」※裏面参照)を利用することができます。  
○経営者保証コーディネーターによるチェックシート充足の確認を受けた場合には保証料率が軽減されます。  
○既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能です。

事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者様

相談

【広島県事業承継ネットワーク事務局 経営者保証コーディネーター】

チェックシートをクリアしている場合

経営者保証に関するガイドラインに基づき、法人と経営者の分離状況、財務内容、経営の透明性等をチェックシートにより確認します。

チェックシートをクリアできていない場合

金融機関に対する経営者保証解除についての協議をサポート・フォロー。(金融機関との協議・目線合わせには事業者様が必要とすれば専門家を派遣します)  
※経営者保証解除の可否の最終的な判断は金融機関となります

チェックシートのクリアに向けた改善計画等の策定をアドバイス。  
(事業者様が改善に取り組む意向を示された場合には内容に応じて専門家を派遣します)

ご準備いただく主な書類は以下となります。(※書類が揃っていない場合でもご相談は可能です)

- ①直近3年間の決算書(税務申告書・財務諸表・勘定科目明細)
- ②試算表
- ③資金繰り表
- ④事業承継計画書

なお、正式な相談申込の際には、別途所定の「相談申込書兼誓約書」への記名押印および「アンケート」へのご回答をお願いしています。

【お問い合わせ・相談先】

広島県事業承継ネットワーク事務局 電話番号082-555-9651  
〒730-8510 広島市中区基町5-44 (広島商工会議所ビル7階)

# 「経営者保証ガイドライン」とは？

中小企業、経営者および金融機関による対応についての  
中小企業団体、金融機関団体共通の自主的・自律的な準則

3つの要件をみたすことで、ガイドラインの適用の可能性があります。

- 1 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上3つを満たす中小企業が会社経営を後継者に引き継ぐ際に、ガイドラインの適用でできること。

- 経営者保証なしで金融機関から新規融資を受けられる可能性があります。
- 既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

## 経営者保証を不要とする

### 新たな信用保証制度「事業承継特別保証制度」の概要

保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
ご利用頂ける方	次の①または②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」を有する法人（※事業承継計画は信用保証協会所定の書式による計画書で作成のこと） ②令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次のa～dまでに定めるすべての要件を満たすこと a. 資産超過であること b. EBITDA有利子負債倍率（※）が10倍以内であること ※EBITDA有利子負債倍率 ＝（借入金・社債一現預金）÷（営業利益＋減価償却費） c. 法人・個人の分離がなされていること d. 返済緩和している借入金がないこと（注） （注）ただし、申込日が危機関連保証制度の発動期間中（※1）である場合においては、「返済緩和している借入金がない」と判断する基準日を申込日または令和2年1月31日（危機関連保証制度の発効の前日）とする。 ※1 令和3年1月31日まで（延長された場合は延長後の日まで）
対象資金	事業資金 ※既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能 （ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内）
信用保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合） ※経営者保証コーディネーターは事業承継ネットワーク事務局に常駐し、経営者保証に関するガイドラインに基づき、法人と経営者の分離状況等をチェックシートにより確認します。
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限ります）
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 ①事業承継計画書（信用保証協会所定の書式） ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） ④他行借換依頼書兼確認書（既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合） ⑤事業承継時判断材料チェックシート（経営者保証コーディネーターによる確認を受ける場合）
その他留意事項	詳しくは、与信取引のある金融機関または広島県信用保証協会にご相談下さい。 なお、金融機関、広島県信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございます。

広島県事業承継ネットワーク事務局は、広島商工会議所が中小企業庁から委託を受けて運営しています。この事業は、中小企業様の事業承継を応援していくことが目的です。事業承継を円滑に行っていくためには、早期・計画的な準備が不可欠です。そこでは、税務、法務、財務等、課題が多岐にわたることから、当事務局のみならず、専門家及び支援機関などを含め、地域一体となって皆さまの事業承継を応援していきます。

#### 【お問い合わせ・相談先】

広島県事業承継ネットワーク事務局 電話番号082-555-9651  
〒730-8510 広島市中区基町5-44（広島商工会議所ビル7階）